

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産の公売を行うので、地方税法の規定によりその例によるとされている国税徴収法第95条の規定により公告します。

国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告します。

令和5年1月11日

阿賀野市長 田中 清善

記

公売財産の種類	動産	
公売財産の表示	別紙のとおり	
公売日時	参加申込期間	令和5年1月12日(木)13時00分から令和5年1月31日(火)23時00分まで
	入札期間	令和5年2月6日(月)13時00分から令和5年2月8日(水)23時00分まで
公売の場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上	
公売の方法	期間競り売り	
売却決定の日時	令和5年2月9日(木) 10時00分	
売却決定の場所	阿賀野市 総務部 税務課(インターネット公売システム上)	
買受代金の納付期限	令和5年2月16日(木) 14時30分	
見積価額	別紙のとおり	
公売保証金	別紙のとおり	
配当を受ける権利の申し出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書により阿賀野市総務部税務課に申し出てください。	
買受人の資格その他の要件	次のいずれにも該当しない方が、公売に参加することができます。 1 国税徴収法第92条及び同第108条に抵触しない者。 2 阿賀野市インターネット公売ガイドラインに抵触しない者。	
その他の事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 公売に参加するには、公売参加申込期間に所定の手続が必要となります。 2 公売に参加するには、公売物件ごとに公売保証金を納付する必要があります。 3 一度行った入札は、公売参加者の都合等による変更、取消しができません。 4 最高価申込者を買受人とします。 5 買受人は、買受代金をその納付期限までに一括で納付しなければなりません。 6 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、また、その他必要と認めるときは、公売を中止します。 7 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたときは、最高価申込者の決定又は売却決定を取り消します。 8 買受代金をその納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消します。また、公売保証金の納付があるときは、公売保証金は没収されます。 <p>※ 入札参加申込及び入札は、阿賀野市インターネット公売ガイドラインをよくお読みになってから行ってください。</p>	

令和4年度 第6回インターネット公売 公売物件の名称及び数量等

区分番号	公売物件	数量	見積価額 (円)	公売保証金 (円)	備考
220601	空気清浄機 ダイキン MCK40M-W(2)	1	1,100	200	
220602	車椅子 カワムラサイクル KAJ102-40(2)	1	1,900	200	
220603	【サイズ70】メンズスラックス2本セット(1) こげ茶 ブラウン系チェック柄 ツータック	1	800	100	
220604	【サイズ70】メンズスラックス2本セット(3) ダークグリーン系・ブラウン系チェック柄 ツータック	1	800	100	
220605	【サイズ70】メンズスラックス2本セット(4) チャコールグレー系・グリーン系チェック柄 ツータック	1	800	100	
220606	【サイズ73】 GALF メンズスラックス 黒系ミックスノータック	1	200	0	